

**Q : 15 『文化講座』の参加者への景品提供**

旅行商品発表会や説明会での「景品」についての取扱いは理解していますが、「教養セミナー」や「文化講座」の実施に際して来場者に記念品を提供する場合の留意事項を教えてください。

**A :**

「教養セミナー」や「文化講座」等の文化的行事を目的とするイベントで、来場者に物品等を提供する場合は以下のような考え方に基づいて実施するようにしてください。

- 1 入場料が無料で、パンフレット配布や旅行説明を実施しない場合、取引に付随しない景品の提供となりますので、景品規制を受けません。
- 2 入場料が有料の場合あるいは入場料が無料であっても、パンフレット配布や旅行説明を実施する場合は、取引付随となり景品規制を受けますので、提供方法により、景品規制を遵守して実施してください。

上記1、2をまとめると下表のようになります。

(表)

入場料	パンフ配布又は 旅行に係る説明	景品	取引価額
有料	する	○	入場料+旅行代金(最低額のもの)
	しない	○	入場料
無料	する	○	旅行代金(最低額のもの)
	しない	×	—

**【規則第6条、運用基準11(2)】**